

海難審判所の現状

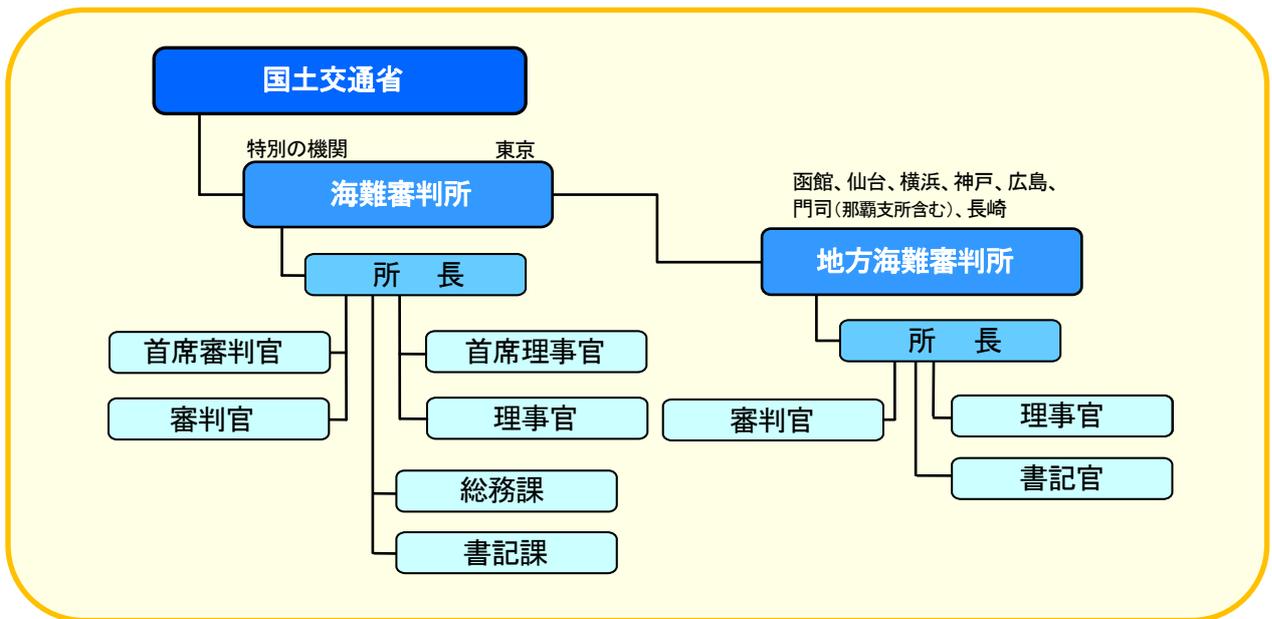
1 海難審判制度の目的と任務

海難審判法は、第 1 条において「職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手續等を定め、もって海難の発生の防止に寄与することを目的とする。」と定め、第 8 条において「海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。」と定められています。さらに、第 9 条において、その任務を達成するため、海難の調査や審判を行うことなどが定められています。

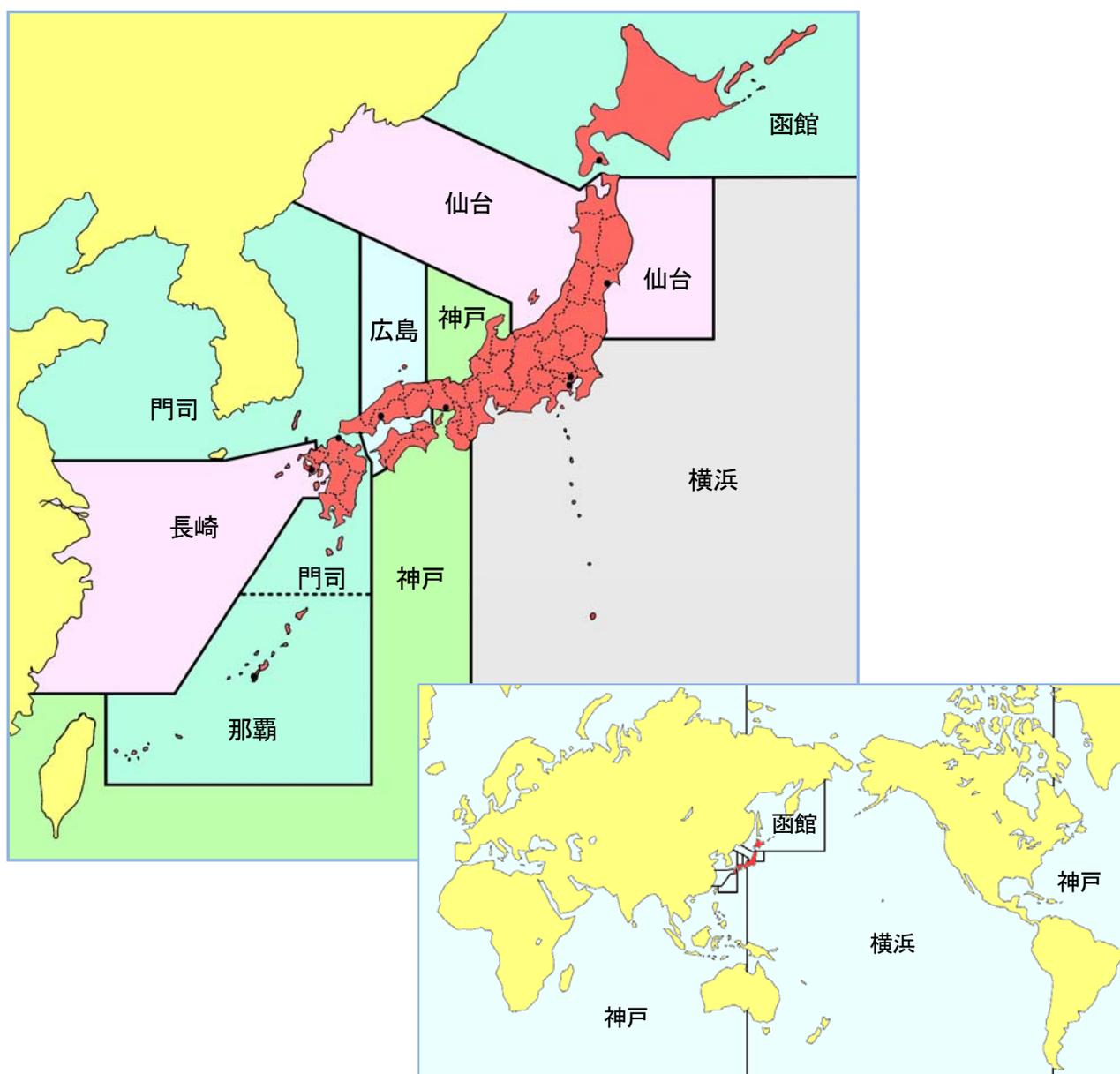
2 海難審判所の組織と管轄

海難審判所は、国土交通省の特別の機関であり、その組織は、現在、審判官 25 人及び理事官 23 人と、その他 39 人の職員からなる 87 名で構成されており、東京に海難審判所、全国 8 箇所に函館地方海難審判所（函館市）、仙台地方海難審判所（仙台市）、横浜地方海難審判所（横浜市）、神戸地方海難審判所（神戸市）、広島地方海難審判所（広島市）、門司地方海難審判所（北九州市）、長崎地方海難審判所（長崎市）、門司地方海難審判所那覇支所（那覇市）がそれぞれ設けられています。

組織図



管轄図



3 海難審判所の現状

海難審判においては、旧海難審判庁の時代から、海難原因に関わる船員等の行為を認定すること、それらの者の故意又は過失を特定すること、及び懲戒の量定を判断することがいずれも容易ではないことから、海事知識・経験を有する公正中立な立場の審判官が当事者の過失を認定するという裁判類似の厳正な手続がとられてきました。このため、平成20年10月に発足した海難審判所においても、引き続き、従来の海難審判と同様に、理事官による調査・審判開始の申立てと、対審形式による審判により、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失を認定し、懲戒を行っています。

平成20年の海難審判法改正により、主に次のような事項が変更となりましたが、海難審判はほぼ従来どおりの手続で行われています。

- ① 海難審判の目的を、海難原因の究明を目的とし、あわせて海難を発生させた海技士等への懲戒を行うものから、「懲戒」のみを行うものへ変更（海難原因究明は運輸安全委員会が行うが、これは事故の責任を問うために行うものではない。）
- ② 国土交通省の外局である「海難審判庁」から、同省の特別の機関である「海難審判所」に改組
- ③ 地方海難審判庁と高等海難審判庁における「二審制」から、海難審判所又は地方海難審判所における「一審制」に変更
- ④ 東京の「海難審判所」においては「重大な海難」^(注)を、「地方海難審判所」においてはそれ以外の海難を取り扱うこととし、「海難審判所」では3名の審判官、「地方海難審判所」では通常1名の審判官で海難審判を行うことに変更
- ⑤ 勧告制度及び参審員制度の廃止等

(注) 以下の海難は、発生地点にかかわらず東京の海難審判所が管轄する。

重大な海難（海難審判法施行規則第5条）

- 1 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生したもの
- 2 5人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの
- 3 火災又は爆発により運航不能となったもの
- 4 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- 5 次に掲げる船舶が全損となったもの
 - イ 人の運送をする事業の用に供する13人以上の旅客定員を有する船舶
 - ロ 物の運送をする事業の用に供する総トン数300トン以上の船舶
 - ハ 総トン数100トン以上の漁船
- 6 前各号に掲げるもののほか、特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

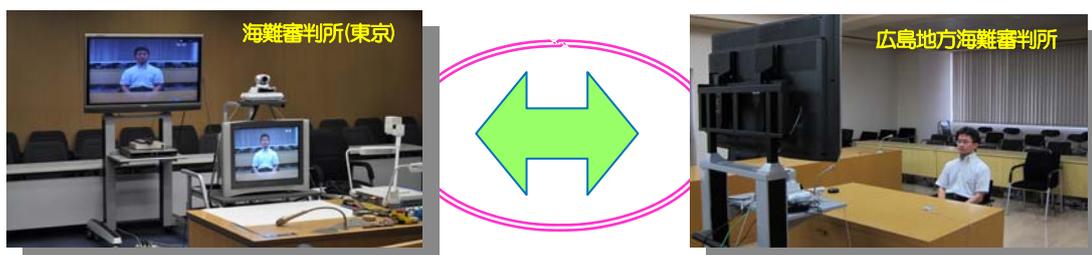
また、海難審判所では、次のことを推進しています。

- ① テレビ会議システムを活用した業務の効率化

受審人等が遠隔地に居住しているために開廷する海難審判所又は地方海難審判所に出廷して審判を受けることが困難なときには、最寄りの海難審判所又は地方海難審判所に出廷することにより、テレビ会議システムを利用して審判を受けられるようになりました。また、理事官の調査においても遠隔地の海難関係人の利便性を考え、同システムを活用した面接調査を行っています。

- ② GPS、AIS、VDR等の航海計器に保存されたデータの活用
- ③ ホームページの充実による情報発信及び意見収集

テレビ会議システムによる審判の様子



補佐人とは？

海事関係の仕事にはいろいろあります。船を直接動かす仕事はもちろん、陸上のさまざまな分野で海事や船舶に関する仕事をされていることと思います。特に、船の運航や操船に携わっている方は、常に安全運航を心掛けておられていると思いますが、「つい、うっかり、ぼんやり、勘違い、操作ミス、対応の遅れなど……」で、不幸にして海難事故を引き起こしてしまうことがあります。

事故を起こしてしまった方は、理事官から状況を尋ねられ、時には、海難審判の当事者として受審人又は指定海難関係人として指定されます。

このような場合、海難審判所の審判廷において、自分の立場を正しく、そして適切に主張する必要があります。その手助けをしてくれるのが補佐人で、現在、約 1,000 人の方が登録されています。

受審人又は指定海難関係人となった方は、審判廷で審判官や理事官などから事故当時の状況をいろいろと尋ねられます。このとき、その状況を正確に説明できなかつたり、自分の思ったことや主張をうまく表現できなかつたりすることがあります。

そこで、補佐人を選任すると、主張したいことを代わりに主張してくれたり、弁護してくれたりします。

海難審判は、裁判の手続のような流れで審理が進められますが、その手続の中で重要なものとして「証拠の提出」があります。受審人等が提出したい新しい証拠（書類でも物でも構いません。）がありましたら、補佐人が代わりにその手続を行ってくれ、受審人等の正当な権利を保護してくれます。

詳しい内容については、海難審判所ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jmat/>) でご覧いただけます。

また、財団法人海難審判協会 (<http://www.maia.or.jp/>) では、経済的理由で自ら補佐人を依頼できない方々に対し、補佐人選任に要する経費の扶助を行っています。